

第3節 関連資料

1. 地名

(1) 王国政府側

| 県 | | 県庁所在地 | |
|---------|---------------|---------|---------------|
| ボンサリー | Phong Saly | ボンサリー | Phong Saly |
| ファコン | Houakhong | ナムター | NamTha |
| ルアンパバーン | Luang Prabang | ルアンパバーン | Luang Prabang |
| ファパン | Houaphan | サムヌア | Sam Neua |
| シェンクアン | Xiang Khoang | シェンクアン | Xiang Khoang |
| サイニャブリー | Sainyaboury | サイニャブリー | Sainyabouri |
| ヴィエンチャン | Vientiane | ヴィエンチャン | Vientiane |
| ポリカン | Borikhane | パクサン | Paksane |
| カムアン | Khammouan | タケーク | Thakhek |
| サワンナケート | Savannakhet | サワンナケート | Savannakhet |
| サラワン | Saravane | サラワン | Saravane |
| ワピカムトン | Vapikhamthong | コンセドーン | Khongsedone |
| チャンパーサク | Champassak | チャンパーサク | Champassak |
| セドーン | Sedone | パクセー | Pakse |
| アッタプー | Attapeu | アッタプー | Attapeu |
| シタンドーン | Sithandone | コーン | Khong |

(出所) Zasloff [1973:54]

(2) 愛国戦線側

| 県名 | | 県名 | |
|---------|---------------|---------|-------------|
| ボンサリー | Phong Saly | カムアン | Khammouan |
| ナムター | Nam Tha | サワンナケート | Savannakhet |
| ルアンパバーン | Luang Prabang | サラワン | Saravane |
| サムヌア | Sam Neua | チャンパーサク | Champassak |
| シェンクアン | Xiang Khoang | タウエンオック | Tavenock |
| サイニャブリー | Sainyaboury | アッタプー | Attapeu |
| ヴィエンチャン | Vientiane | シタンドーン | Sithandone |
| ポリカン | Borikhane | | |

(出所) Zasloff [1973:53]

2. ラオス王国首相 (1945年～1975年)

| | |
|---|-----------------------|
| スワンナラート殿下 (Prince Souvannarath) | 1947年3月15日～1948年3月25日 |
| ブン・ウム・ナ・チャンパーサク殿下 (Boun Oum na Champassak) | 1948年3月25日～1950年2月2日 |

| | |
|---|-------------------------|
| プイ・サナニコーン (Phoui Sananikone) | 1950年2月27日~1951年10月15日 |
| スワンナ・プーマ殿下 (Prince Souvanna Phouma) | 1951年11月21日~1954年10月20日 |
| カタイー・ドン・サソリット (Katay Don Sasorith) | 1954年11月27日~1956年2月13日 |
| スワンナ・プーマ殿下 (Prince Souvanna Phouma) * | 1956年3月20日~1958年7月23日 |
| スワンナ・プーマ殿下 (Prince Souvanna Phouma) ** | 1958年7月23日~1958年8月18日 |
| プイ・サナニコーン (Phoui Sananikone) | 1958年8月18日~1959年12月30日 |
| ク・アバイ (Kou Abhay) | 1960年1月7日~1960年6月3日 |
| ソムサニット殿下 (Prince Somsanith) | 1960年6月3日~1960年8月14日 |
| スワンナ・プーマ殿下 (Souvanna Phouma) *** | 1960年8月16日~1960年12月9日 |
| ブン・ウム・ナ・チャンパーサク殿下 (Boun Oum na Champassak) *** | 1960年12月12日~1962年6月11日 |
| スワンナ・プーマ殿下 (Souvanna Phouma) **** | 1960年8月16日~1962年6月11日 |
| スワンナ・プーマ殿下 (Souvanna Phouma) | 1962年6月11日~1975年12月2日 |

(注) * 暫定政権

** 臨時政府

*** 西側諸国の承認を得る

**** 共産主義諸国の承認を得る

(出所) Dommen [1972:410]/Stuart-Fox [2001:384]

3 . 閣僚名簿 (1945年~1975年)

(1) ラーオ・イサラ政府 (1945年)

| | |
|--------------------------|---------------------|
| Phetsarath Rattanavongsa | 大統領 |
| Khammao Vilai | 首相 |
| Prince Somsanit | 内務・法相 |
| Katay Don Sasorith | 財政相 |
| Sing Ratanassamay | 国防相 |
| Nhouy Abhay | 教育相 |
| Souvanna Phouma | 公共事業・運輸相 |
| Souphanouvong | 通信相 (後に外相と最高司令官に就任) |
| Oun Sananikone | 経済相 |
| Tham Sayasithsena | 副外相 |
| Ounheuang Norasing | 副経済相 |

(出所) Murdoch[1975:30] / Stuart-Fox [2001:385]

(2) パテート・ラーオ抗戦政府 (1950年8月樹立)

| | | | |
|-------------------|-----------|--------------------|-----------|
| Souphanouvong | 首相 (外相) | Kaysone Phomvihane | 国防相 |
| Phoumi Vongvichit | 副首相、内相 | Souk Vongsak | 教育相 |
| Sithon Kommadam | 閣僚 (役職無し) | Faydang Lobliayao | 閣僚 (役職無し) |

(出所) Zasloff [1973:109]

(3) 第 1 次連合政府閣僚名簿 (1957 年)

| | |
|----------------------|----------------|
| Souvanna Phouma | 首相、郵便・通信相、情報相 |
| Katay Don Sasorith | 内務・社会安全相 |
| Phoui Sananikone | 外相 |
| Nhouy Abhay | 教育相 |
| Leuam Insisiengmay | 財政相 |
| Ngon Sananikone | 国防、退役、スポーツ、青年相 |
| Ounheuang Norasing | 経済相、公共事業・運輸相 |
| Oudom Souvannavong | 厚生・観光相 |
| Souphanouvong | 計画、再建、都市計画相 |
| Phoumi Vongvichit | 宗教・芸術相 |
| Thondy Sunthonvichit | 法相 |
| Prince Somsanith | 内務・社会安全担当次官 |
| Nit Nokham | 財政・経済・計画担当次官 |
| Nouphat Chounlamany | 経済 (農業) 担当次官 |
| Panya Bouasy | 公共事業・運輸担当次官 |

(出所) Dommen[1972] / Stuart-Fox [2001 : 388]

(4) 第 2 次連合政府閣僚名簿 (1962 年)

| | |
|-----------------------|-------------------|
| Souvanna Phouma | 首相、国防相、退役軍人・社会活動相 |
| Phoumi Nosavan | 副首相、財政相 |
| Souphanouvong | 副首相、経済・計画相 |
| Pheng Phongsavan | 内務・社会福祉相 |
| Quinim Pholsena | 外相 |
| Leuam Insisiengmay | 教育・芸術・スポーツ・青年相 |
| Ngon Sananikone | 公共事業・運輸相 |
| Phoumi Vongvichit | 情報・宣伝・観光相 |
| Sisoumang Sisaleumsak | 郵便・通信相 |
| Khamsouk Keola | 厚生相 |
| Khunon Voravong | 法相 |
| Bounthan Songvilai | 宗教相 |
| Phuangphet Phanaret | 財政担当次官 |
| Keo Viphakone | 社会福祉担当次官 |
| Kampheuang Tounalom | 経済・計画担当次官 |
| Souk Vongsak | 公共事業・運輸担当次官 |
| Khampheng Bouphe | 社会活動担当次官 |
| Heuan Mongkhonvilai | 退役軍人問題担当次官 |
| Bounthong Voranong | 芸術・スポーツ・青年担当次官 |

(出所) Dommen [1972] / Stuart-Fox [2001 : 389]

(5) 第 3 次連合政府閣僚名簿 (1974 年)

| | | | |
|-------------------|--------|----------------------|--------|
| Souvanna Phouma | 首相 | Chanthon Chantharasy | 外務担当次官 |
| Phoumi Vongvichit | 副首相、外相 | Ounneua Phimmason | 教育担当次官 |

| | | | |
|----------------------|---------|------------------------|-----------|
| | 副首相、教育相 | Deuan Sunnalath | 内務担当次官 |
| Leuam Insisiengmay | | | |
| Pheng Phongsavan | 内務相 | Boutsabong Suvannavong | 財政担当次官 |
| Ngon Sananikone | 財政相 | Oudai Suvannavong | 情報担当次官 |
| Souk Vongsak | 情報相 | Khampheng Boupha | 国防担当次官 |
| Sisouk na Champassak | 国防相 | Humphang Sainyasit | 公共事業担当次官 |
| Singkapo Chounlamany | 公共事業相 | Somvang Saengsathit | 法務担当次官 |
| Khamking Suvanasy | 法相 | Somphu Oudomvilai | 経済・計画担当次官 |
| Sot Phetrasy | 経済・計画相 | Touby Lyfoung | 郵便・通信担当次官 |
| Khamphay Boupha | 郵便・通信相 | Soukan Vilaysarn | 宗教担当次官 |
| Kou Suvanamethi | 宗教問題相 | Khamliang Pholsene | 厚生担当次官 |
| Khamphay Abhay | 厚生相 | | |

(出所) Dommen [1972] / Stuart-Fox [2001: 399]

4 . ラオス自由戦線中央委員会委員 (1950 年)

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| Ba Noi | Nouhak Phoumsavan |
| Faydang Lobaliyao | Phoumi Vongvichit |
| Kaysone Phomvihane | Singkapo Sikhot Chounlamany |
| Khamfeuan Tounalom | Siana Sisane |
| Khamtay Siphandone | Sithon Kommadam |
| Lofoung Pabila | Som Phommachan |
| Ma Khaykamphithoun | Souk Vongsak |
| May Khamdi | Souphanouvong |
| Meun Somvichit | Thit Mouan Saochanthala |
| Nhiavu Lobaliyao | |

(出所) Brown and Zasloff [1986 : 330-332]

5 . ラオス愛国戦線中央委員会委員

(1) 1956 年

| | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| Am Lo | Maisouk Saisompheng |
| Am Vu | May Khamdi (1959 年に殺害される) |
| Apheuy Keobounheuang | Meun Somvichit |
| Ba Noi | Nhiavu Lobaliyao |
| Boun Khongboun | Nouhak Phoumsavan |
| Bounthay (Mrs.) | Phao Phimphachanh (1959 年まで) |
| Chaleum Sotsisana (1959 年まで) | Pho Pheng |
| Faydang Lobaliyao | Phomma Douangmala |
| Ka Lang (1959 年まで) | Phoumi Vongvichit |
| Kaysone Phomvihane | Phoune Sipraseuth |
| Khamfeuan Tounalon | Singkapo Sikhot Chounlamany |
| Khamla Keobouphan (Mrs.) | Sisana Sisane |
| Khamphan Vannavong (Maha) | Sisavat Keobounphan |
| Khamphay Boupha | Sisomphone Lovansai |
| Khampheng Boupha (Mrs.) | Sithon Kommadam |
| Khamphet Phoummavan | Som Phommachan |
| Khamphoui Keoboulapha | Souk Vongsak |
| Khamtay Siphandone | Souphanouvong |
| Kongsy (Phra Maha) | Thavone Sichaleune |
| Lofoung Pablia | Thit Mouan Saochanthala |
| Ma khaykamphithoun | Thong Chanh Oupalavanh (1959 年まで) |

(出所) Brown and Zasloff [1986 : 330-332]

(2) 1964 年

| | |
|----------------------------|-------------------------------|
| Am Lo | Meun Somvichit |
| Am Vu | Nhiavu Lobaliayao |
| Apheuy Keobounheuang | Nouhak Phoumsavan |
| Bounthay (Mrs.) | Oune Heuane Phounsavath |
| Chaleum Phoungchanh | Phao Phimphachanh |
| Chaleum Sotsisana | Pho Pheng |
| Chanmi Douangboutdi | Phomma Douangmala |
| Faydang Lobaliayao | Phoumi Vongvichit |
| Ka Lang | Phoune Sipraseuth |
| Kaysone Phomvihane | Sali Vongkhamsao |
| Khamban Sounisai | Saman Vignaket |
| Khamfeuan Tounalon | Sanan Soutthichak |
| Khamla Keobounphan (Mrs.) | Say Khoukham |
| Khamlane Phounbansith | Singkapo Sikhhot Chounlamany |
| Khamphan Vannavong (Maha) | Sisana Sisane |
| Khamphay Bouphe | Sisavat Keobounphan |
| Khampheng Bouphe (Mrs.) | Sisomphone Lovansai |
| Khamphet Phoummavan | Sithon Kommadam (1977年5月1日死亡) |
| Khamphoui Keoboulapha | Som Phommachan |
| Khamsouk Saignaseng | Souk Vongsak |
| Khamsouk Vongvichit (Mrs.) | Sounthon |
| Khamtay Siphandone | Souphanouvong |
| Kongsy (Phra Maha) | Thavone Sichaleune |
| Lofoung Pablia | Thit Mouan Saochanthala |
| Ma Khaykamphithoun | Thong Chanh Oupalavanh |
| Maichantan Sengmani | Xieng Sing Hom Sombat |
| Maisouk Saisompheng | |

(出所) Brown and Zasloff [1986 : 330-332]

6 . ラオス人民革命党中央委員会委員 (1972年)

| | |
|-------------------------|-------------------------------|
| Boulang Boualapha | Phoune Sipraseuth |
| Chanmi Douangboutdi | Sali Vongkhamsao |
| Kaysone Phomvihane | Saman Vignaket |
| Khamban Sounisai | Sanan Soutthichak |
| Khampheng Bouphe (Mrs.) | Siphone Phalikhan |
| Khamsouk Saignaseng | Sisana Sisane |
| Khamtay Siphandone | Sisavat Keobounphan |
| Ma Khaykamphithoun | Sisomphone Lovansai |
| Maichantan Sengmani | Somsak Saisongkham |
| Maisouk Saisompheng | Somseun Khampithoun (1978年死亡) |

Meun Somvichit Souk Vongsak
 Nhiavu Lobaliayao Sounthon
 Nouhak Phoumsavan Souphanouvong
 Phoumi Vongvichit
 (出所) Brown and Zasloff [1986 :330-332]

7 . 1958 年補欠選挙結果

| 政党名 | 選挙前 | 立候補 | 当選 | 選挙後 |
|---------------------------------|-----|-----|----|-----|
| ラオス人民連合 (Lao Loum Am) (与党) * | | | | |
| 進歩党 | 18 | 23 | 3 | 21 |
| 独立党 | 10 | 5 | 1 | 11 |
| 国民連合党 (Lao Louam Samphanh) (与党) | 2 | 3 | 0 | 2 |
| ラオス愛国戦線 (野党) | 0 | 12 | 9 | 9 |
| 平和・中立党 (野党) | 3 | 2 | 4 | 7 |
| 民主党 (野党) | 3 | 4 | 0 | 3 |
| 無所属 (野党) | 2 | 35 | 4 | 6 |
| 計 | 38 | 84 | 21 | 59 |

* 選挙後に進歩党と独立党が合併
 (出所) 内閣官房調査室 [1959:202]. 引用者が一部修正

8 . ラオス自由戦線 / 愛国戦線政治綱領

*資料の制約上、以下の政治綱領はラオス語ではなく英語から筆者が翻訳したものである。また、共産主義独特の用語も含まれているため、わかりにくい部分があることを記しておく。

(1) ラオス自由戦線「12 項目の政治綱領」(1950 年) 主要部分

- ・ 帝国主義者への抵抗、真の独立、統一ラオスの形成
- ・ 宗教の自由を含む民主的自由
- ・ フランス帝国主義者によって導入された税制を廃止し、公平で合理的な税制を導入する。強制労働を廃止する。
- ・ 工業、農業、商業の開発...人民の生活水準の向上...
- ・ 文盲の撲滅、教育と国民文化の発展
- ・ 人民戦争の発展、ラオス解放軍の形成と発展
- ・ 全少数民族への平等の権利
- ・ 統一戦線の強化と発展
- ・ 共通の敵であるフランス植民地主義者やラオスの内政干渉を行う全ての帝国主義者に反対し、ヴェトナム人、クメール人と団結を図る

(出所) Thee [1973 : 101-102]

(2) ラオス愛国戦線「10 項目の行動綱領」(1964 年 4 月 10 日採択)

- 1 . 政治的偏向、信念、宗教に拘わらず、多様な民族、社会階層、宗教コミュニティー、政党、愛国者、知識

人、平和と中立を望む王族や僧侶、また、以前は強制的にアメリカに追従させられていたが現在は平和と中立政策を望む個人も含め、全人民を統合する。愛国戦線と愛国中立派の同盟や相互支援を強化し、結束を図る。

2. 1962年のジュネーブ協定、チューリッヒやジャール平原での共同声明、ラオス3派間での合意を正確に実施するため、アメリカ帝国主義者とその追従者 裏切り者 に対する闘争を行う。連合政府を保護、強化し、平和回復、挙国一致体制の建設、国家の独立を強化することを目標に政治計画を完全に実施する。第一に、アメリカ帝国主義者とその衛星国に対して全ての軍隊をラオスから撤退すること、兵器や軍事物資のラオスへの導入といかなる形であれ国内問題への介入の停止、ラオス領内での軍事基地建設の禁止を要求する。プーミ・ノサワングループが、人民を侵害し、脅威を与える活動を止め、軍隊を1962年ジュネーブ協定調印時まで撤退させることを要求する。プーミ・ノサワングループが、3派によって締結された協定を厳密に実施することを要求する。まず、連合政府の活動を回復させるために、警察を統合し、ヴィエンチャンとルアンパバーンの中立化を行う。懸案になっている問題や祖国と人民に関する問題を解決するため、3派の協議を継続する。
3. ジュネーブ協定によって保証された平和と中立の方針を正確に実行し、平和共存5原則を基礎に独立外交政策を施行する。対等な立場で多くの国と外交関係を樹立し、政治体制に拘わらず、ラオスの主権と独立を尊重し、ラオスの国家建設を誠実に支援する全ての国から無条件援助を受け入れる。アジア、アフリカ、ラテンアメリカの全国家の平和、民主主義、社会発展、国家解放運動を積極的に支援し、東南アジアと世界平和に積極的に貢献する。
4. 自立心を高めると同時に、多くの国からの無条件援助を十分に活用し、連合政府の指導と統一した管理の下に独立自主の経済を建設する。貿易における地方検問所や独占を廃止し、同時に、生産の発達、森林や自然資源開発、流通の拡大、手工業の開発と工業建設のために人民を支援する。投機や退職を廃止し、汚職や権力を利用した経済的独占に反対する。農民による耕作や畜産の発展、作物生産・保護における改善を支援し、農民の収入を向上させる。労働者が職に就き、生活状況を改善出来るよう支援し、国家経済の再建や発展に寄与できるよう社会保障制度を設立する。国家経済や人民の生活に寄与する建設業や商業への、商人や実業家による投資を支援し奨励する。祖国に奉仕するために、学生や子供達が学習し、彼等が能力を発揮できる環境を整える。知識人、公職員、文化労働者、芸術家は適切な職を提供され、生活を保障される。それゆえ、人民に奉仕するため能力を発揮する。
5. 祖国の独立と人民の安全を守るため、国軍と統一警察を組織する。軍人や警察官が密接に人民を支援するよう奨励する。また、軍や警察によるあらゆる人民への抑圧を禁じる。軍人への政治的権利と給与を保証する。軍人や警察官を不当に扱ういかなる制度も廃止する。傷病兵や戦死者の家族の生活を支援し、改善する施策を講じる。
6. 1957年憲法に規定されている市民の全ての民主的権利を実施し、彼等が国家建設に能力を発揮し、奉仕できるようにする。まず、全ての政治犯を釈放し人民の生活と財産を保証する。サワンナケートの暫定管理地域や特にヴィエンチャンにおいて、愛国的個人や組織に対する全ての差別的行為や報復を停止する。
7. 国王を尊重、保護し、国家の団結を強化する。そして、国家の調和と統一を実現する。挙国一致政策を実施し、多様な民族が対等な立場で生活し、相互扶助を行い、生活を改善し、互いに助け合って学習するよう支援する。国民の間に不和を生む全ての策略に反対し、ラオスに居住する全ての外国人の正当な権利を保障する。
8. 男女同権を保証し、男性と相違なく、全ての分野で女性が能力を発揮出来るよう支援する。抑圧された母親を支援し、子供達を守る。
9. 進歩的国民文化を発展させ、初等・中等教育やその他の普通教育学校を発達させるため、教育に配慮する。全人民、特に山岳地帯の人民の文盲一掃を支援する。善良な倫理を保護し発展させる。アメリカとその追従者の下劣な反啓蒙主義的文化に断固反対する。賭博やその他の社会悪を廃止する。寺院を保護し、僧侶

を尊重する。

- 10 .アメリカ帝国主義者がラオス愛国戦線やその他の愛国勢力を排除し、ラオスを新植民地や戦争拠点にし、ラオス人民の奴隷化を図っているが、全ラオス人民は解放区を防衛し、強固にし、愛国戦線勢力やその他の愛国勢力を強化する任務がある。そして、解放区に侵入、占拠し、これらの地域に無法者を送り平和をかき乱し、破壊行為を行う全ての策略を断固として阻止する。ラオス人民は彼等に利益をもたらす全ての任務を積極的に遂行し、自身に幸福な人生をもたらさなければならない。それは、平和、中立、独立、民主主義、統一、繁栄を目指す人民闘争のために、解放区を強固な基盤に変貌させることである。
(出所) Brown and Zasloff [1986 : 288-290]

(3) ラオス愛国戦線「12項目の政治綱領」(1968年10月)

1.

- A. 軍事的結束の強化と国家統一戦線の拡大、そして、アメリカ帝国主義者の侵略に打ち勝ち、裏切り者を倒すため、国家の全ての勢力を積極的に動員する
- B. 国王を尊重、保護する。そして、平和、独立、中立、民主主義、統一、繁栄したラオスを形成するため、全ての組織、社会階層、民族、宗教・政治団体、そして、国家と平和を愛する全ての勢力と個人が広範に結束し、アメリカとその追隨者に抵抗する。
- C. ラオス愛国戦線と愛国中立派の軍事的同盟を強化する。
- D. 全ての勢力、個人、知識人、学生、兵士、警察官、そして、アメリカの攻撃に反対し、自由、民主主義、正義を望むヴィエンチャン政府の職員を受け入れ、支援する。
- E. アメリカの傀儡によって支配された組織と関係を絶ち、アメリカ帝国主義者とその手先に対抗するため、ラオス愛国戦線や愛国中立派との同盟や協力関係を望む勢力や個人と対等に友好協力を実施する。

2.

- A. アメリカ帝国主義者と共に闘い、国家を防衛し、全ての人の幸福な生活を確立するために、全分野での平等を順守し、多民族間の統一、相互扶助関係を構築する。
- B. 帝国主義者とその手先によって、ラオスの多民族間に形成された全ての偏見、恨み、矛盾を撤廃し、民族間の相違を克服する。全ての利益や任務において、全民族は平等である。そして、団結し、アメリカとその従事者に対する闘争を行い、国家の発展と建設に奉仕する義務がある。
- C. 経済開発、学習、物質的・精神的文化の改善、慣習と伝統の維持、子孫繁栄に有害な病気との闘いにおいて、全ての民族、特に少数民族を積極的に支援し、国民生活を向上させ、国家運営に参加させる。

3.

- A. 仏教を尊重、保護し、全ての宗教と調和を図る。それゆえ、国家統一の実現とアメリカの侵略に対する国家勢力の強化に寄与する。
- B. 仏教教義を歪め僧侶を支配し、彼等を強制的に犯罪に従事させたり、寺院を崩壊させ、または、それらを腐敗したアメリカ文化を普及する場所として使用し、多様な仏教派閥間に不和を生み出すような、アメリカ帝国主義者やその手先による全ての破壊活動に反対する。
- C. 仏教を尊重、保護する。僧侶が純潔性を維持し、彼等が仏教を実践し、寺院を保護し、多様な仏教派閥間での結束や相互扶助関係を構築し、他の宗教指導者や信者との間に団結を図る権利を守る。

4.

- A. 人民の全民主的自由を保証する。そして、国家と自身の主権者として完全に役割を遂行できる環境を形成する。
- B. 男女を問わずラオス人民の選挙権と被選挙権、集会、会合、デモ、言論、報道、信仰の自由を保証する。そして、身体の不可侵、所有権、プライバシーの保護、移動と居住の自由を保証する。
- C. 不当逮捕、テロ活動、アメリカ帝国主義者の手先による略奪、特に愛国者への差別、報復、迫害、難民キャンプや連隊村・再教育地区への人民の収容、また、アメリカ帝国主義者とその手先の攻撃に従事させ、人民の財産を略奪するような強制的徴兵に反対する。難民センター、連隊村・再教育地区等の解体、収容されている愛国者の解放を要求する。

5.

- A. 男女平等を達成する。そして、アメリカの侵略に対して、また、国家の救済と国家建設において、女性が役割を果たし、全ての能力を発揮できるようにする。
- B. 政治、経済、文化、社会等全ての分野で男女平等を実現する。女性が効果的に国家救済と国家建設に参加するよう支援し、女性、妊婦、子供の健康を保護する。

- C. 女性に対する軽視、抑圧を撤廃する。女性が積極的に文化や政治レベルを向上させ、特長を活かし労働できる環境を形成する。それによって、国家救済と国家建設、アメリカの侵略に対する闘争に価値ある貢献が出来るようにする。
 - D. 少数民族の女性を含め、国家の革命運動に女性の全能力を動員するために、女性幹部を訓練、育成する。
- 6 .
- A. 国家主権と人民の利益に奉仕する人民民主主義、挙国一致政権を形成する。
 - B. ヴィエンチャン政権を支配し、アメリカの新植民地政策に利用しようとするアメリカ帝国主義者と追隨者の策略に反対する。
 - C. 全民族と独立主権ラオスの利益を代表する、民主的な挙国一致政権を形成する。そして、平和、独立、中立、民主主義、統一、繁栄に即した国家建設政策を施行する。
 - D. 村落レベルで民主的選挙を実施する。その他レベルの行政では、祖国と人民の利益に最善を尽くすため、真に愛国的な大衆の代表を選出、または、任命する。
 - E. 全ての社会階層と民族を真に代表する国会を選出するため、1957年選挙法改正に沿って総選挙を実施する。
 - F. 各級の行政官や全てのサーピスが国家と人民への愛を深めると共に義務感を高め、専門的水準を改善し、下級官を抑圧し人民を搾取する汚職や職権乱用と闘うことを支援する。
- 7 .
- A. 国家を防衛し、法と秩序を維持するため、愛国的人民軍と治安部隊を形成する。
 - B. ヴィエンチャン軍と警察を支配するアメリカ帝国主義者とその手先による陰謀、そして、それらを侵略のための傭兵に仕立てようとする策略に反対する。また、人民を略奪し、秩序と安全を乱す目的で、アメリカ帝国主義者とその手先が無法者集団や特殊部隊を形成することに反対する。
 - C. 正規軍、地域軍、民兵、人民警察によって構成され、祖国に絶対的に忠実で、高い戦闘能力を備え、国家を防衛し救出する任務を完全に遂行することのできる愛国的軍隊を形成する。
 - D. 軍や警察が、国家や人民への愛を深めること、規律や責任感を高めること、戦略、技術、文化水準を高め、物質的・精神的文化を改善し、傷病兵に配慮し殉死者の家族を支援することを奨励する。
- 8 .
- A. 国家自給経済を構築、発展させ、人民の生活水準を徐々に改善し、国家を繁栄に導く。
 - B. アメリカ帝国主義者によるあらゆる形での経済的侵略と妨害、アメリカ帝国主義者の手先である支配層によるあらゆる形の独占と搾取を撤廃する。職権乱用による土地、森林、山、川、小川の獲得、強制労働を禁止し、地代、牛代、貸付利率の引き下げを行う。
 - C. 人民の生活と国家建設の緊急な要望に応えるため、政治的条件を付与しない援助を全ての国から模索すると共に、人民の自立心を発達させ、国家の潜在能力を最大限活用し、工業、農業、森林、貿易、通信・運輸、財政...によって構成される独立、自主、繁栄の経済を構築する。
 - D. 農林業を開発する。国家は治水プロジェクトに着手し、灌漑の拡大、耕作、家畜、森林の利用や保護手段改善のために人民を指導、支援する。国家はまた、多民族からなる山岳民族が、安定し、生産を高められる地域に定住するよう支援する。
 - E. 工業を積極的に発展させ、手工業を回復、発展させる。国有企業の拡大、民間投資奨励、実業家や商人による国家との合併企業設立支援という3つの側面に注意を払う。
 - F. 国内外の貿易を拡大する。国家がモノの流通を組織し、辺境地域まで貿易を拡大するよう実業家を支援する。外国貿易では、適切な関税政策を適用する。
 - G. 国家経済、財政、独自の貨幣を構築する。生産の発展を刺激し、国家予算を保証し、人民の生活安定に寄与するため、公平で合理的な税制、適切な金融、価格政策を実施する。
 - H. 特に山岳地帯に配慮し、全国に輸送・通信網を拡大する。輸送への投資と共に、人民の移動を促し、経

済や文化の発展のために、民間投資を促進する。

9 .

- A. 進歩的な国民文化や教育を発展させる。文化や科学水準を高める。医療を拡大し、人民の健康を保護する。アメリカ帝国主義者の新植民地政策を実現するような、墮落した借用文化や教育に反対する。
- B. 識字運動を迅速に展開し、人民の文盲撲滅、初等・中等教育の回復と増設、より多くの専門学校の開校、進歩的な内容を持った高等教育制度の形成を実現する。国語を各レベルでの教育媒体として使用する。祖国に一層奉仕できるように、適切な路線に沿って学生を海外に派遣する。
- C. 国民的で進歩的な文化や芸術を発展させ、ラオス人の風習や習慣、多民族の歴史的遺産を保護する。多民族の言語の文字化を実現し、ラオス語の標準化を行う。祖国や人民へのサービスにおいて知識人や文化・芸術労働者が才能を発揮できるよう、特別の支援と配慮を行う。
- D. 中央から辺境地域の末端まで、病院、診療所、産婦所、予防接種所ネットワークを形成すると共に、積極的に医療労働者を訓練し育成する。マラリア、性病、ハンセン病など危険な病気の根絶を目指すと共に、病気予防やスポーツ・保健体育運動を行う。人民の健康を保護し、国家人口を増加させるために幼児死亡率を低下させる。

10 .

- A. 人民の利益を保証し、彼等の生活に配慮する。事故の被害者を救済し、社会正義と発展を保証する。
- B. 全ての農民は耕作する土地を有し、貧しく困窮している者は農機具を受け取り、全農民が生産の促進と学習において支援、指導される。
- C. 労働者やその他の都市勤労者は生活と職が保証される。特に労働者は、労働法や社会保障によって保護され、平等で合理的な賃金体系、週休1日・8時間労働制を享受する。
- D. 官民の被雇用者は、適切な職を提供され、彼等の文化や専門レベルを継続的に改善する環境を付与される。そして、平等で合理的な賃金体系を享受する。
- E. 復員軍人は職を保証される。
- F. いくつかの地域で未だに慢性的に起きる飢餓を撲滅する。全民族間での相互扶助を発達させると同時に、自然災害や飢餓の被害者、特に戦争被害者への救済措置を施す。
- G. 社会病の被害者に出来る限りの医療を施し、墮落した文化によって腐敗した人々を国家建設に寄与する誠実な人間にするため、社会悪の管理に適切な手段を講じて彼等を改善し、職を付与する。

11 .

- A. 在外ラオス人の利益と外国人居住者の正当な利益を保護する。国家の威信を高め、ラオスの国家主権を維持し、在外ラオス人を差別、脅し、財産の恣意的奪取から保護する。
- B. ラオスの主権を尊重する外国人居住者は、適切に扱われ、彼等の正当な利益は保護される。困難に陥った時は支援され、ラオス人との友好形成、ラオスの防衛や建設に寄与した際には評価される。

12 .

- A. 平和と正義を愛する全ての国と平和、独立、中立、結束、友好の外交政策を施行する。
- B. ラオスに対する帝国主義者やその他の侵略勢力によるあらゆる形での介入や侵略に反対する。そして、主権、独立、統一、領土保全を確固たるものにするために、自主的外交政策を行う。
- C. 平和で友好的に暮らし、ラオスの独立、主権、領土保全を尊重する国々と外交関係を樹立する。
- D. アメリカの侵略に対する抵抗、救国や国家建設のため独立と国家主権を防衛することにおいて、ヴェトナムやカンボジア人民と平等原則に基づき、友好、結束、永続的な協力を強化する。
- E. 1954年、1962年ジュネーブ協定を尊重し、厳密に実行する。ラオスの利害に一致して調印された他国との協定を尊重し厳密に実行する。ラオスの国益に反する全ての条約を廃止する。
- F. いかなる軍事同盟にも参加しない。外国軍の軍事基地建設を認めず、他国への攻撃のためにラオス領土を使用することを禁じる。いかなる攻撃的な軍事同盟による庇護は受け入れない。

G. 世界の平和と正義を愛する人々との友好や結束を強化し、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの解放運動を支援する。世界の平和、民主主義、社会発展のための全運動を支持する。

(出所) Brown and Zasloff [1986 : 291-296]

(4) ラオス愛国戦線、ラオス政治問題解決のための5項目提案(1970年3月6日)

長年に渡り、アメリカ帝国主義者はラオスを新植民地と東南アジアにおける軍事基地にするため、絶え間ない介入と侵略政策を行ってきた。

ラオスに関する1954年、1962年のジュネーブ協定の義務に反し、アメリカはラオスの独立と主権を踏みしじり、平和と中立を侵害してきた。過去8年間、ラオスへの介入と侵略はかつてなく拡大した。アメリカは、国王から承認され、ラオスに関する1962年ジュネーブ協定によって承認された連合政権を、軍事的反乱を通じて崩壊させ、スワンナ・プーマ殿下を首班とする傀儡政権を打ち立てた。そして、その政権の「平和と中立」政策に従って、ラオスで「特別な戦争」を行ってきた。ラオス領土に対して爆撃を行い、ラオスの傀儡軍を利用し、愛国勢力の支配地域に攻撃を繰り返してきた。

ラオス人民の平和、独立、中立、民主主義、統一、繁栄したラオスという願望に忠実に、ラオス愛国戦線は常に1962年ジュネーブ協定を実施してきた。ラオス愛国中立派との緊密な連携においては、人民と共に正当な自己防衛権を行使し、アメリカの「特別な戦争」に対して断固戦い、アメリカとその手先による攻撃に抵抗し、当然の打撃を与え大きな勝利を収めた。

アメリカの介入と侵略に対して戦うと共に、ラオス愛国戦線はラオス問題の平和的解決に関して継続的に誠意を示してきた。12項目の政治綱領とヴィエンチャンに代表を駐留させてきたことは、この誠意の明確な表れである。

しかし、アメリカとヴィエンチャン政府は、ラオス愛国戦線による全ての合理的で論理的な提案を無視してきた。特に、ニクソンがアメリカ大統領に就任してからは、これまでにない強硬にラオスでの戦闘を激化させた。

アメリカは多くのアメリカやタイの軍人、兵器、軍事物資をラオスに導入し、傀儡軍とワン・バオの指揮下にある「特別部隊」を強化してきた。そして、南北の愛国勢力支配下にある多くの地域に対して、繰り返し攻撃を行ってきた。また、ラオス領土に対して集中砲火を行うため、近代空軍を投入してきた。したがって、ラオス人民に対して極めて残酷な罪を犯してきたのである。

1969年8月初め、傀儡軍の50個大隊とタイ人傭兵によって「Kukiet」作戦を実施し、シェンクアンのジャール平原を攻撃した。また、ラオス中南部の解放区に対する数回の攻撃も行った。1970年2月17日以来特に問題なのは、シェンクアンのジャール平原地域と同様に中南部に対して、アメリカがB52爆撃機や大量爆撃機を使用し、数百の村を破壊し一般市民を無差別に虐殺したことである。

しかし、軍勢力と人民は解放区を断固として防衛し、シェンクアンのジャール平原やその他地域でアメリカとその手先による攻撃を撃退した。彼等はアメリカが指導、育成した「特別部隊」の主要部分を壊滅させ、アメリカ空軍の「名声」に大きな打撃を与えたのである。

ニクソン政権によるラオスでの戦争拡大を覆い隠すため、アメリカとヴィエンチャン政権はラオス愛国戦線とヴィエトナム民主共和国に対する誹謗中傷を行うと同時に、ラオスでの侵略戦争を非難するアメリカや世界の世論を欺くために、平和に対する欺瞞的な主張を行ってきた。

ニクソン政権による戦争の拡大はラオスにおける現在の緊張を惹起させ、インドシナと東南アジアの平和と安全保障に極めて重大な脅威をもたらした。

この緊張に直面し、ラオス愛国戦線はアメリカの戦争を終結させ、ラオス問題を政治的に解決する必要性を確信した。

ラオス愛国戦線の立場は、ラオス問題の平和的解決は1962年のジュネーブ協定とラオスの現状に基づかなければならないということである。具体的には：

1. 1962年のラオスに関するジュネーブ協定に規定されているように、全ての国はラオス王国の主権、独立、中立、統一、領土保全を尊重する。アメリカはラオスへの介入と侵略、戦争の拡大、ラオス領土への爆撃を完全に停止し、ラオスから全てのアメリカ人軍事顧問や兵士、兵器や軍事物資を撤退させる。また、ラオス侵略のためにタイの軍事基地やタイ人傭兵を利用すること、他国への介入と侵略のためにラオス領土を使用することを停止しなければならない。
2. 1962年ジュネーブ協定に従って、ラオス王国は外国とのいかなる軍事同盟にも参加せず、諸外国がラオスに軍事基地を建設し、ラオス領土に軍隊や兵士を投入することを許可しない。

ラオス王国は平和、中立の外交政策に従い、平和共存5原則に沿って他国と外交関係を樹立する。そして、政治的条件を伴わない援助を全ての国から受け入れる。他のインドシナ諸国とは、平和共存5原則と1954年、1962年ジュネーブ協定に基づいて、友好善隣関係を構築する。

ヴェトナム民主共和国と南ヴェトナム共和国に関しては、ヴェトナムの独立、主権、統一、領土保全を尊重する。カンボジア王国に関しては、独立、主権、中立、現行の境界に基づく領土保全を尊重する。
3. 国王を尊重する。自由で民主的な総選挙を実施し、国会を選出し、全民族のラオス人民を真に代表する民主的な連合政府を樹立する。平和、独立、中立、民主主義、統一、繁栄のラオスを建設する。
4. 平和回復から総選挙実施までの移行期間、関係組織は、挙国一致、平等、相互尊重の精神に則って、ラオスの全問題に対応するため、関連する全てのラオス人組織の代表によって構成される政治協商会議を開催するべきである。そして、暫定連合政権を樹立する。政治協商会議と暫定連合政権が通常に機能し、ラオス内外の破壊工作から逃れるために、関連組織は安全保障地域の設立に同意しなければならない。
5. ラオスの統一は平等と挙国一致の原則に基づき、ラオスの組織間の協議を通じて達成されなければならない。統一が達成されるまで、どの組織も他組織の支配地域に武力を行使し、侵入及び攻撃してはならない。親アメリカ勢力は直ちに不法占拠した地域から撤退しなければならない。強制的移動させた人々を出身地に戻さなければならない。同時に、彼等に損害賠償を支払わなければならない。各組織は、他組織と協力してきた人々に対して、差別や報復を行わないことを約束する。

ラオス問題解決のためのラオス愛国戦線の上記の立場は、ラオス人民の強い願望に応え、インドシナ、東南アジア、世界の平和・安全という利害にも一致する。ラオス問題解決の正当な基盤である。

ラオス問題は、ラオスの組織の間で解決されなければならない。ラオスの関連組織が協議を行う環境を形成するため、アメリカは戦争の拡大とラオス領土への爆撃を即座に無条件で停止しなければならない。

ラオス人民は独立、自由、平和を強く望んでいる。もし、アメリカが頑強に侵略を継続するならば、ラオス愛国戦線、ラオス愛国中立派、ラオス人民は完全な勝利まで断固として戦う。

ラオス愛国戦線は全民族のラオス人民に、ラオス愛国戦線とラオス愛国中立派の軍事同盟の下に緊密に結束し、解放区を防衛し彼等の基本的権利を守り、インドシナと東南アジアの平和に寄与するため、警戒心を高め、アメリカとその手先による全ての軍事計画と欺瞞的策略に打ち勝つよう強く求める。

ラオス愛国戦線は、平和と正義を愛する諸政府、アメリカ国民、世界の人々に対して、ラオス人民の正しい闘争を支援するよう求め、アメリカにラオスへの侵略戦争を止め、ラオス領土への爆撃を即座に停止するよう強く要求する。

世界の人々の広範な共感と力強い支援によって、緊密に結束した全ラオス人民はアメリカ侵略者とその手先への勝利、そして、平和、独立、中立、民主主義、統一、繁栄したラオスの建設を確信している。

(出所) Zasloff [1973:131-134]

